

農林水産業の脱炭素化事業支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨・目的

本市は令和3年9月にゼロカーボン宣言を表明し、2050年ゼロカーボンの達成を見据え、「西つがる3市町再生可能エネルギー導入計画（以下「再エネ計画」という。）」と「西つがる3市町地球温暖化対策実行計画[区域施策編]（以下「実行計画」という。）」を策定した。

令和6年度以降は、これらの計画に基づき、ゼロカーボン達成に向けた取組を推進していくこととしており、本年度は本市の地域特性を踏まえた経済性と環境性の両立が図られる脱炭素施策のうち、早期に実証実験に着手可能で、かつ本市の農林水産業の振興を同時に図ることができる取組を実施することとしている。

本業務では、実証実験に着手可能な取組を選定し、実証実験の実施支援を行うとともに、戦略性が高く実効性があり、脱炭素効果を地域へ還元できる取組のとりまとめを行うことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

農林水産業の脱炭素化事業支援業務

(2) 業務内容

別紙「農林水産業の脱炭素化事業支援業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）

(4) 見積限度額

7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、本業務委託に係る全ての経費は、委託料に含むものとする。

3. 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募による書類審査に基づくプロポーザル方式により選定する。

4. プロポーザルの日程及び期限

質問書の受付期限	令和6年5月24日（金）
参加資格確認に関する書類の受付期限	令和6年6月3日（月）
企画提案書の提出期限	令和6年6月12日（水）
審査結果の通知・公表	令和6年6月27日（木）

5. プロポーザルへの参加資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) つがる市の測量・コンサルタント等業者等に係る競争入札参加者登録名簿に登録されていて法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) つがる市において現に入札参加除外措置又は指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないもの。
- (5) つがる市建設工事等暴力団排除措置要綱による入札参加資格除外措置を受けていないこと。
- (6) 市町村税、県税、国税を滞納していないこと。
- (7) 環境に関する専門的な知識や情報を有している者及び国・地方公共団体の脱炭素化に関する支援実績がある者。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加資格確認に関する提出書類

- (ア) 参加表明書（様式 1）
- (イ) 業務実績一覧（様式 2）及び様式 2 に記載の業務実績がわかる契約書類等の写し
- (ウ) 会社の概要がわかる資料（パンフレット等）

イ 企画提案書

- (エ) 表紙（様式 3）
- (オ) 業務担当予定者の経歴等（様式 4）
- (カ) 提案書（任意様式）
- (キ) 参考見積（任意様式）

(2) 企画提案書等の記載事項等

- ア 業務担当予定者の経歴等（様式 4）については、勤務実績がわかる書類の写しの添付は求めないが、必要に応じて提出を要求する場合がある。
- イ 提案書（任意様式）については、別紙仕様書及び評価基準に基づき、その内容や手法等について具体的に記載すること（業務実施方針、業務の推進体制、本業務の履行に必要な業務内容、業務スケジュール及び業務フローは必ず提案内容に含むこと）。

また、提案書（任意様式）については、A4 版 10 ページ以内（表紙はページ

数に含まない)とし、文章を補完するために、写真、イラスト、図面等を用いてもよい(図表以外のポイントは11ポイント以上とすること)。

ウ 独自提案がある場合は提案書(任意様式)に記載すること

(3) 提出部数

ア 上記(1)ア参加資格確認に関する提出書類については、(ア)から(ウ)の構成で一式とし、1部提出すること。

イ 上記(1)イ企画提案書については、(エ)から(キ)の構成で一式とし、10部提出すること。

(4) 提出期限

ア 上記(1)ア参加資格確認に関する提出書類
令和6年6月3日(月)午後5時まで(必着)

イ 上記(1)イ企画提案書
令和6年6月12日(水)午後5時まで(必着)

(5) 提出方法

提出書類は、総務部地域創生課まで郵送すること。なお、郵送時の事故等により、提出期限までに届かない場合、本市はその責を負わない。

7. 選定方法等

(1) 審査体制

つがる市職員で構成する「農林水産業の脱炭素化事業支援業務に係る委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)」が、企画提案書等の提出書類に基づき書類選考を実施し、それらを総合的に評価し、最適な提案者を1者選定する。

(2) 審査方法

ア 書類審査

委員会は、提出された参加資格確認に関する提出書類及び企画提案書について、仕様書及び評価基準に基づいて審査を行い、その内容により評価点を採点し、最適な提案者を1者選定する。なお、プレゼンテーションは行わないが、提出書類に関する質問を電話等の方法で行う場合がある。

イ 審査基準

(ア)審査は委員会の各委員が、評価基準に基づいて、各提案についてそれぞれ審査を行う。

(イ)審査方法は、各委員が評価し、その合計点が高い順に順位を付け、第1位とした委員を最も多く獲得した提案者を契約候補者、2番目に多く獲得した者を次点者として選定する。ただし、同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高い者を契約候補者、他方を次点者とする。総合計点も同じ場合には、委員長の判断で契約候補者等を決定する。

(ウ)本プロポーザルへの参加者が1者の場合は、提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると評価した場合に、当該参加者を契約候補者として選定する。

ウ 審査結果

委員会の選定を受けて、契約候補者を決定した後に、審査結果を提案者へメールで通知をするとともに、ホームページで結果を公表する。なお、審査結果についての異議申し立てはできない。

8. 仕様書及び本プロポーザルに関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は次のとおりとする。なお、質問に対する回答への再質問は受け付けない。

(1) 提出方法

- ア 8(4)提出先に記載されているメールアドレスあてにメールで提出すること。
- イ 件名は「【提案者名を記入】農林水産業の脱炭素化事業支援業務」とすること。
- ウ 質問にあたっては、質問書(様式5)を使用すること。

(2) 提出期限

令和6年5月24日(金)午後5時まで(必着)

(3) 回答方法

令和6年5月27日(月)までに、提案者全員に対し電子メールにて送信する。

(4) 提出先

つがる市役所総務部地域創生課 エネルギー政策係
E-mail sousei@city.tsugaru.lg.jp

9. 契約候補者決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

- (1) 参加資格があると偽った場合又は参加資格を失った場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

10. 失格の条件

次の条件に該当する場合には失格になることがある。

- (1) 企画提案書等に不備、不足があった場合
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 企画提案書等が業務仕様書等にした条件に適合しない場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合

(7) 見積金額が見積限度額を上回った場合

1 1. 契約の締結

- (1) 委員会が選定した契約候補者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき業務仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。
- (3) 契約候補者と本市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の提案者と協議を行うこととする。

1 2. その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 著作権の取扱い
 - ア 決定した事業者の提案書に係る著作権は本市に帰属する。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属する。
 - イ 決定されなかった提案者の提案書に係る著作権は提案者に帰属する。
- (4) 当該プロポーザル実施についての説明会は行わない。

1 3. 提出先・問い合わせ先

つがる市総務部地域創生課 エネルギー政策係 担当：毛内
〒038-3192 つがる市木造若緑 61-1
電話：0173-42-2111（内線 353）
FAX：0173-42-3069
E-mail：sousei@city.tsugaru.lg.jp